

令和元年第 3 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	認定第 1 号
議案名	平成 3 0 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議案番号	認定第 2 号 ～ 認定第 9 号
議案名	平成 3 0 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城 桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計 <div style="text-align: right;">資料別添</div>
議案番号	認定第 1 0 号
議案名	平成 3 0 年度安城市水道事業会計決算について
摘 要	資料別添

内 容	
議案番号	第 9 9 号議案
議案名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市公立保育所等経営審議会の設置に伴うもの</p> <p>附属機関に安城市公立保育所等経営審議会を加える。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議案番号	第 1 0 0 号議案
議案名	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の整備に伴う一般職の任期付職員の採用に関する規定の整理</p> <p>(施行日) 令和 2 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議案番号	第 1 0 1 号議案
議案名	安城市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>1 会計年度任用職員の休職に関する規定の整備 会計年度任用職員が長期の休養を要する場合又は生死不明若しくは所在不明となった場合の休職の期間を、任命権者が定める任期の範囲内とする。</p> <p>2 引用する法律の条項名の変更 引用する地方公務員法の条項名を変更する。 「地方公務員法第 1 6 条第 2 号」→「地方公務員法第 1 6 条第 1 号」</p> <p>(施行日)</p> <p>1 令和 2 年 4 月 1 日 2 令和元年 1 2 月 1 4 日</p>
議案番号	第 1 0 2 号議案
議案名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>引用している地方公務員法の条項名の変更 第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」→「第 2 2 条」</p> <p>(施行日) 令和 2 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議案番号	第103号議案
議案名	安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の整備に伴い、会計年度任用職員の減給処分について、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料の額を、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬の額を任命権者が減ずるとする措置を設ける。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議案番号	第104号議案
議案名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の整備に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については市長が規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議案番号	第 1 0 5 号議案
議案名	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の整備に伴う規定の整理</p> <p>(施行日) 令和 2 年 4 月 1 日</p>
議案番号	第 1 0 6 号議案
議案名	安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>人事行政の運営の状況について、市長が公表する事項の対象となる職員の範囲にフルタイム会計年度任用職員を加える。</p> <p>(施行日) 令和 2 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議案番号	第107号議案
議案名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>交通指導員の削除 地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の任用の適正化が図られることに伴い、交通指導員を特別職非常勤職員から除外する。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議案番号	第108号議案
議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計年度任用職員制度の整備に伴う会計年度任用職員の給与に関する規定の整理 2 成年被後見人又は被保佐人であることが失職事由から削除されたことに伴い、これらの失職者の期末手当及び勤勉手当について支給制限にかからないようにしていた規定を削除する。 3 市費負担教員を任期付職員として任用することに伴う規定の整理 <p>(施行日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・3 令和2年4月1日 2 令和元年12月14日

内 容	
議案番号	第 1 0 9 号議案
議案名	安城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>引用している地方公務員法の条項名の変更 第 2 0 条ただし書中「第 1 6 条第 2 号から第 5 号まで」→「第 1 6 条各号」</p> <p>(施行日) 令和元年 1 2 月 1 4 日</p>
議案番号	第 1 1 0 号議案
議案名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴うもの</p> <p>1 会計年度任用職員制度の整備に伴い、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が 1 8 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったフルタイム会計年度任用職員を退職金の支給対象とするもの</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人であることが失職事由から削除されたことに伴い、これらの失職者の退職手当について支給制限にかからないようにしていた規定を削除する。</p> <p>(施行日) 1 令和 2 年 4 月 1 日 2 令和元年 1 2 月 1 4 日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 1 号議案
議案名	安城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名及び条項名の変更</p> <p>第 7 条第 2 項中 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」→「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」 「第 3 条第 1 項」→「第 6 条第 1 項」</p> <p>(施行日) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>
議案番号	第 1 1 2 号議案
議案名	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>1 企業職員のうち非常勤職員を今後は会計年度任用職員に限って任用することに伴い、会計年度任用職員に対する給与の種類及び基準に係る規定を設ける。</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員 安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例に規定する種類及び基準と同じ。</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例に規定する種類及び基準と同じ。</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人であることが失職事由から削除されたことに伴い、これらの失職者の退職手当について支給制限にかからないようにしていた規定を削除する。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 令和 2 年 4 月 1 日 2 令和元年 1 2 月 1 4 日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 3 号議案
議案名	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、新たに整備されるパートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬等の種類 報酬及び期末手当を支給する。</p> <p>2 常勤職員について定める安城市職員の給与に関する条例と同様の取扱いとするもの (1) 報酬等からの控除 報酬等から職員駐車場の利用料等を控除できるものとする。 (2) 手当に相当する報酬の支給 時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に係る報酬を支給する。 (3) 報酬の減額 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日、有給休暇等の場合を除き、報酬額を減額する。</p> <p>3 報酬等 (1) 報酬の額 報酬の額は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件を考慮して、次に掲げる報酬の区分に応じ、原則としてそれぞれア又はイに定める額を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。 ア 月額による報酬 給与条例別表第1に定める給料表の1級の最高号給に100分の112を乗じて得た額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額 イ 時間額による報酬 給与条例別表第1に定める給料表の1級の最高号給に100分の112を乗じて得た額を162.75で除して得た額 (2) 期末手当 原則として任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して期末手当を支給するものとし、任期の定めが6月未満のパートタイム会計年度任用職員であっても次の場合には期末手当を支給する。 ア 1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったとき。 イ 前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された場合に、双方の任期の定め合計が6月以上に至ったとき。 ウ ア及びイ以外の任期の定めが6月未満のパートタイム会計年度任用職員であっても、他のパートタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるとき。</p> <p>4 費用弁償 (1) 通勤に係る費用弁償 常勤職員の通勤手当と同条件で支給する（月額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては月額5万5千円を上限とし、時間額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては日額2,620円を上限とする。）。 (2) 公務のための旅費に係る費用弁償 安城市職員の旅費に関する条例の例により支給する。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 4 号議案
議案名	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、新たに整備されるフルタイム会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 フルタイム会計年度任用職員に支給される給与 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当</p> <p>2 常勤職員について定める安城市職員の給与に関する条例と同様の取扱いとするもの (1) 給与からの控除 給与から職員駐車場の利用料等を控除できるものとする。 (2) 手当の支給 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当を支給する。 (3) 給与の減額 フルタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日、有給休暇等の場合を除き、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>3 給与 (1) 給料の額 フルタイム会計年度任用職員の職務は、原則として安城市の職員の給与に関する条例の一般職の給料表に定める1級に分類するとした上で、市長が規則で定める基準に従い決定される号給により、フルタイム会計年度任用職員の給与を支給する。 (2) 期末手当 原則として任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して期末手当を支給するものとし、任期の定めが6月未満のフルタイム会計年度任用職員であっても次の場合には期末手当を支給する。 ア 1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったとき。 イ 前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された場合に、双方の任期の定め合計が6月以上に至ったとき。 ウ ア及びイ以外の任期の定めが6月未満のフルタイム会計年度任用職員であっても、他のフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるとき。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 5 号議案
議案名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市北部福祉センターにおける老人デイサービス事業を廃止するもの</p> <p>1 老人デイサービス事業の廃止に伴い、安城市北部福祉センターを構成する施設の名称を改めるもの 「安城市地域福祉センター」→「安城市北部老人福祉センター」</p> <p>2 老人デイサービス事業の廃止に伴い、当該事業に係る規定を削るもの</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 6 号議案
議案名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、小規模保育事業A型事業者等又はこれと同等の能力を有すると市が認める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。</p> <p>2 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和 特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。この場合において、特定地域型保育事業者は、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者を適切に確保しなければならないこととする。</p> <p>3 保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。</p> <p>4 食事の提供に要する費用の取扱いの変更 (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とする。 (2) 満3歳以上教育・保育認定子どものうち、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降である子どもに関する副食の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用から除く。</p> <p>5 経過措置の延長 特定地域型保育事業者（特定保育所型事業所内保育事業者を除く。）について、連携施設の確保が困難であり、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の支援を行うことができると市長が認める場合に連携施設の確保を猶予する経過措置の期限を更に5年延長する。</p> <p>(施行日) 令和元年10月1日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 7 号議案
議案名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴うもの</p> <p>1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に係るもの</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。</p> <p>(2) 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。</p> <p>(3) 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行日（平成27年4月1日）の前日において現に存する保育を目的とする施設又は事業を行う者であって、当該施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た家庭的保育事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする。</p> <p>(4) 家庭的保育事業者等（特定保育所型事業所内保育事業者を除く。）について、連携施設の確保が困難であり、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の支援を行うことができると市長が認める場合に連携施設の確保を猶予する経過措置の期限を更に5年延長する。</p> <p>2 引用している児童福祉法の条項名の変更 第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」→「第34条の20第1項第3号」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議案番号	第 1 1 8 号議案
議案名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の改正に伴うもの</p> <p>1 引用する子ども・子育て支援法の用語の変更 第 3 条中「支給認定子ども」→「教育・保育給付認定子ども」</p> <p>2 定員に余裕がある場合の市立保育所における受入れ方法の変更 従前は私的契約児として受入れを行ってきたのを今後は子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを受入れる方法に変更する。</p> <p>(施行日) 令和元年 1 0 月 1 日</p>
議案番号	第 1 1 9 号議案
議案名	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の改正に伴うもの</p> <p>引用する子ども・子育て支援法の用語の変更 第 3 条、第 6 条及び附則第 3 条中「支給認定子ども」→「教育・保育給付認定子ども」</p> <p>(施行日) 令和元年 1 0 月 1 日</p>
議案番号	第 1 2 0 号議案
議案名	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>住民基本台帳法施行令の改正を踏まえ、住民票に記載されている旧氏による印鑑の登録及び証明を行うことができるようにするほか、所要の規定の整理をするもの</p> <p>登録することができる印鑑として、住民票に記載されている旧氏によるもの及び氏名又は住民票に記載されている旧氏の一部を組み合わせたものを追加する。また、印鑑登録証明書に住民票に記載されている旧氏を記載するものとする。</p> <p>(施行日) 令和元年 1 1 月 5 日</p>

内		容	
議案番号	第121号議案		
議案名	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
摘 要	市外の死亡者の火葬に係る火葬場の使用料を改定し、愛玩動物の重量による火葬場の使用料の区分を廃止し、及び祭壇の使用料を新設するほか、所要の規定の整理をするもの		
	1 市外の死亡者の火葬に係る火葬場の使用料の改正		
	改正前		
	単位	金額	
		市内	市外
	12歳以上の者1体	無料	30,000円
	12歳未満の者1体	無料	20,000円
	死産児1胎	無料	10,000円
	改正後		
	単位	金額	
	市内	市外	
12歳以上の者1体	無料	50,000円	
12歳未満の者1体	無料	30,000円	
死産児1胎	無料	15,000円	
2 愛玩動物の重量による火葬場の使用料の区分の廃止			
改正前			
単位	金額		
	市内	市外	
10キログラムを超える犬1頭又は猫1匹	2,200円	4,400円	
10キログラム以下の犬1頭又は猫1匹	1,630円	3,300円	
改正後			
単位	金額		
	市内	市外	
愛玩を目的として飼養されていた動物1体	1,630円	3,300円	
3 祭壇の使用料の新設			
区分	単位	金額	
		市内	市外
洋式場用祭壇	1回	30,000円	60,000円
和式場用祭壇	1回	27,000円	54,000円
(施行日)			
令和2年4月1日			

内 容	
議案番号	第 1 2 2 号議案
議案名	安城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>分限の規定を整理するほか、所要の規定の整理をするもの</p> <p>第 6 条に規定する免職事由のうち第 2 号「成年被後見人又は被保佐人」を削り、第 4 号として「消防団員に必要な適格性を欠くとき」を加えるほか、所要の規定の整理を行う。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議案番号	第 1 2 3 号議案
議案名	安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>給水装置工事事業者の指定等に係る手数料及び過料を新設するもの</p> <p>1 手数料の新設 (1) 給水装置工事事業者の指定を新たに受けようとし、又は指定の更新を受けようとする者→1 万円 (2) (1) の手数料は、納入通知書により徴収する。</p> <p>2 過料の新設 (1) 1 (1) の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者→5 万円以下 (2) 詐欺その他不正の行為によって 1 (1) の手数料の徴収を免れた者→徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下</p> <p>(施行日) 令和元年 1 0 月 1 日</p>

内 容	
議案番号	第 1 2 4 号議案
議案名	令和元年度安城市一般会計補正予算（第 2 号）について
摘 要	資料別添
議案番号	第 1 2 5 号議案
議案名	令和元年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号）の 1 会計 資料別添
議案番号	第 1 2 6 号議案
議案名	令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議案番号	第 1 2 7 号議案
議案名	財産の取得について
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場移転建設用地</p> <p>所在地 安城市新田町吉池 6 9 番 1 ほか 6 筆</p> <p>面積 9,731.28 m²</p> <p>取得金額 309,202,179 円</p> <p>取得先 安城市土地開発公社</p>
議案番号	第 1 2 8 号議案
議案名	平成 3 0 年度安城市水道事業剰余金の処分について
摘 要	<p>未処分利益剰余金 1,148,603,269 円</p> <p>(1) 処分額</p> <p>ア 減債積立金 100,000,000 円</p> <p>イ 建設改良積立金 100,000,000 円</p> <p>ウ 組入資本金 454,783,430 円 654,783,430 円</p> <p>(2) 繰越利益剰余金 493,819,839 円</p>

内 容	
議案番号	報告第10号
議案名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 163,768円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 令和元年5月22日 午後2時頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市御幸本町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車から降りるため同乗者が右後部のドアを開けたところ、当該ドアが後方から走行してきた相手方二輪車と接触したものの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左肘の負傷 衣服の破損及び車体の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市90% 相手方10%</p> <p>5 専決年月日 令和元年7月17日</p>
議案番号	報告第11号
議案名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 52,704円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日 令和元年6月19日 午前7時頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市里町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう相手方車両が左端に寄せて走行したところ、道路のくぼみにはまったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市50% 相手方50%</p> <p>5 専決年月日 令和元年7月29日</p>

内 容																																																
議案番号	報告第12号																																															
議案名	継続費の精算について																																															
摘 要	一般会計 平成28年度～平成30年度に係る継続費の精算報告 単位 円																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(款・項) 事業名</th> <th>計 画 (年割額)</th> <th>実 績 (支出済額)</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業</td> <td>㊄ 257,000,000</td> <td>8,579,000</td> <td>248,421,000</td> </tr> <tr> <td>㊅ 448,342,000</td> <td>696,762,520</td> <td>△248,420,520</td> </tr> <tr> <td>計 705,342,000</td> <td>705,341,520</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外構整備事業</td> <td>㊄ 42,600,000</td> <td>24,537,000</td> <td>18,063,000</td> </tr> <tr> <td>㊅ 21,160,000</td> <td>39,222,960</td> <td>△ 18,062,960</td> </tr> <tr> <td>計 63,760,000</td> <td>63,759,960</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業</td> <td>㊄ 119,556,000</td> <td>0</td> <td>119,556,000</td> </tr> <tr> <td>㊅ 119,556,000</td> <td>0</td> <td>119,556,000</td> </tr> <tr> <td>㊆ 159,408,000</td> <td>398,520,000</td> <td>△239,112,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 398,520,000</td> <td>398,520,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業</td> <td>㊄ 522,613,000</td> <td>152,171,000</td> <td>370,442,000</td> </tr> <tr> <td>㊅ 1,228,695,000</td> <td>1,599,134,968</td> <td>△370,439,968</td> </tr> <tr> <td>計 1,751,308,000</td> <td>1,751,305,968</td> <td>2,032</td> </tr> </tbody> </table>	区分(款・項) 事業名	計 画 (年割額)	実 績 (支出済額)	比 較	15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業	㊄ 257,000,000	8,579,000	248,421,000	㊅ 448,342,000	696,762,520	△248,420,520	計 705,342,000	705,341,520	480	15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外構整備事業	㊄ 42,600,000	24,537,000	18,063,000	㊅ 21,160,000	39,222,960	△ 18,062,960	計 63,760,000	63,759,960	40	50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	㊄ 119,556,000	0	119,556,000	㊅ 119,556,000	0	119,556,000	㊆ 159,408,000	398,520,000	△239,112,000		計 398,520,000	398,520,000	0	50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業	㊄ 522,613,000	152,171,000	370,442,000	㊅ 1,228,695,000	1,599,134,968	△370,439,968	計 1,751,308,000	1,751,305,968
区分(款・項) 事業名	計 画 (年割額)	実 績 (支出済額)	比 較																																													
15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業	㊄ 257,000,000	8,579,000	248,421,000																																													
	㊅ 448,342,000	696,762,520	△248,420,520																																													
	計 705,342,000	705,341,520	480																																													
15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外構整備事業	㊄ 42,600,000	24,537,000	18,063,000																																													
	㊅ 21,160,000	39,222,960	△ 18,062,960																																													
	計 63,760,000	63,759,960	40																																													
50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	㊄ 119,556,000	0	119,556,000																																													
	㊅ 119,556,000	0	119,556,000																																													
	㊆ 159,408,000	398,520,000	△239,112,000																																													
	計 398,520,000	398,520,000	0																																													
50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業	㊄ 522,613,000	152,171,000	370,442,000																																													
	㊅ 1,228,695,000	1,599,134,968	△370,439,968																																													
	計 1,751,308,000	1,751,305,968	2,032																																													
議案番号	報告第13号																																															
議案名	継続費の精算について																																															
摘 要	水道事業会計 平成29年度及び平成30年度に係る継続費の精算報告 単位 円																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(款・項) 事業名</th> <th>計 画 (年割額)</th> <th>実 績 (支払義務発生額)</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 資本的支出 10 建設改良費 北部浄水場新着水井・混和池築造 工事</td> <td>㊄ 146,400,000</td> <td>2,900,000</td> <td>143,500,000</td> </tr> <tr> <td>㊅ 435,600,000</td> <td>563,688,520</td> <td>△ 128,088,520</td> </tr> <tr> <td>計 582,000,000</td> <td>566,588,520</td> <td>15,411,480</td> </tr> </tbody> </table>	区分(款・項) 事業名	計 画 (年割額)	実 績 (支払義務発生額)	比 較	4 資本的支出 10 建設改良費 北部浄水場新着水井・混和池築造 工事	㊄ 146,400,000	2,900,000	143,500,000	㊅ 435,600,000	563,688,520	△ 128,088,520	計 582,000,000	566,588,520	15,411,480																																	
区分(款・項) 事業名	計 画 (年割額)	実 績 (支払義務発生額)	比 較																																													
4 資本的支出 10 建設改良費 北部浄水場新着水井・混和池築造 工事	㊄ 146,400,000	2,900,000	143,500,000																																													
	㊅ 435,600,000	563,688,520	△ 128,088,520																																													
	計 582,000,000	566,588,520	15,411,480																																													